

条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成 21 年度

条例名		キャンプ禁止区域に関する条例		
条例番号		昭和 39 年神奈川県条例第 15 号	法規集	第 5 編第 2 章第 2 節
所管部局室課		環境農政部環境農政総務課		
条 例 の 概 要		特定の区域におけるキャンプを禁止することにより、キャンプを行う者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持するために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	<p>キャンプを行う者による周辺住民への迷惑行為及びごみ等による公衆衛生上の問題を解決するため、特定の区域についてはキャンプを禁止する必要がある。 本条例は、キャンプの禁止区域を指定する際の手続を定めているものであり、現在も必要な条例である。</p>		
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	<p>キャンプ禁止区域として指定された区域内では、キャンプが恒常的に行われている状況になく、良好な環境が概ね保持されていることから、本条例は現在も有効である。</p>		
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	<p>キャンプを行う者の危険防止及び良好な環境の保持の観点から、禁止期間を通年とする区域と期間を限定とする区域に分けて指定しており、効率的な運用がなされている。</p>		
	基本方針適 合性 (県政の基 本的な方 針に 適合して いるか。)	<p>キャンプを行う者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持するため必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。</p>		
	適法性 (憲法、法 令に抵 触し ないか。)	<p>特定区域におけるキャンプを禁止するものではあるが、良好な環境の保持に必要な規制であり、合理的な範囲内であるため、憲法、法令に抵触しない内容である。</p>		
	その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。		理 由	特記事項
	改正・廃止を検討する。		<p>現行条例の運営上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。</p>	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無		有 無